

贈与について

年間の収支を鑑み、秋から年末にかけて具体的な贈与を検討される個人の方は多いです。そこで、今回のCBCA NEWSでは、贈与について取り上げます。

1、贈与の規定

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。会社など法人から財産をもらったときは、贈与税はかかりませんが、所得税がかかります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

(1) 暦年課税

贈与により受け取った金額が、基礎控除額（110万円）以下の場合には贈与税がかかりません（この場合、贈与税の申告は不要です。）。基礎控除額を超えた金額に贈与税がかかりますが、成人の子や孫への贈与（特例贈与）については税率が軽減されています。

(一般税率)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

(例) 贈与財産の価額が1,000万円の場合

基礎控除後の課税価格 1,000万円 - 110万円 = 890万円

贈与税額の計算 890万円 × 40% - 125万円 = 231万円

(特例贈与の税率)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

(例) 贈与財産の価額が1,000万円の場合

贈与税額の計算 890万円 × 30% - 90万円 = 177万円

(2) 相続時精算課税の選択

贈与者が親・祖父母で60歳以上、受贈者が子・孫で20歳以上であり、相続時精算課税の選択をした場合は、2,500万円まで贈与税がかかりません（2,500万円を超えた部分には一律20%の税率を乗じて贈与税を算出します。）。ただし、相続が発生すると相続税の課税対象になります。なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択年以降全てこの制度が適用され、暦年課税へ変更することはできません。

(3) 教育資金の一括贈与

30歳未満の子や孫に、1,500万円までの教育資金を贈与した場合、その時点では贈与税はかかりません。30歳の時使い残しがあるとその残高に贈与税がかかります。

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与

20歳以上50歳未満の子や孫に、1,000万円までの結婚や子育て資金を贈与した場合はその時点で贈与税がかかりません。50歳の時点で使い残しがあるとその残高に贈与税がかかります。

(5) 住宅取得資金の贈与

20歳以上の子や孫に住宅所得のための資金を贈与した場合、500万円（省エネ等良質な住宅の場合1,000万円）までは贈与税がかかりません。

2、贈与利用者の状況

2015年中に暦年贈与で申告した納税者は40万3千人となり、6年連続で増加しました。この年は特例贈与（成人の子や孫へは410万円超の贈与で有利）がスタートしており、特例贈与利用者は21万6千人、一般贈与は18万9千人でした。

暦年贈与で贈与された財産は1兆4,950億円、相続時精算課税制度の分6,077億円を加えると2兆1千億円となります。110万円以内で申告されていない贈与を含めれば、さらに多額の財産が贈与されたこととなります。

国は、シニア世代から若者への贈与を促すための税制改正を推し進めています。ここ数年の多額の贈与は、こうした政策の後押しを受けたものでしょう。

2013年4月にスタートした教育資金の一括贈与の特例について取り上げてみます。一人当たり最大1,500万円を無税で贈与でき、贈与と同時に相続財産減らしができるとあって、当初より注目の制度です。祖父母や両親が信託銀行で手続きすれば贈与税の申告も不要と、手続きの手軽さも人気の要因です。スタートから丸4年で、18万人に1兆2,382億円もの財産が贈与されています。最大1,500万円を無税で贈与できますが、1件当たりの平均贈与額は692万円で、みなさま必要額と可能額をよく考えた贈与を行っていると思われれます。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先